外務省が在外公館職員の「除外職員」指定を要請

理由は「海外邦人の生命・身体の保護など民間にない職種」ゆえに「法定雇用率の達成困難」。

外務省の実雇用率は 1.03% 障害者雇用義務の法定雇用率 2.5%の半分に届かない。

要請を受け、労働政策審議会(厚労相の諮問機関)が、2019 年11月、雇促法施行令の別表に追加を審議した。

この除外とは、特定の業種や職種について障害者雇用義務を減免すること。障害者にこの仕事は無理だから除外するという見方は障害者欠格条項と同じであり、隠れた欠格条項と言える。

「除外職員」は公的機関での用語で、「職務の特殊性」を理由に除外職員に指定した職種については、雇用率算定にあたって職員数に含めない(表 1)。「除外率」は民間事業者と公的機関のどちらにもかかる(表 2)。

障害者雇用促進法 2002 年改正時の附則は「廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小」であり、2010 年には 10%ずつ引き下げた。その後は据え置きで、今や、除外職員を追加する動きに。時代に逆行し、法制度の抜け道を官庁が率先追求するもので、追随を広げかねない。

表 1 除外職員の規定(政令別表)

一 警察官

二 次に掲げる職員 イ 皇宮護衛官 ロ自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。) 並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ハ 刑務官及び入国警備官 ニ 密輸出入の取締りを職務とする者 ホ 麻薬取締官及び麻薬取締員 へ 海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒 ト 消防吏員及び消防団員

(労政審障害者雇用分科会で11月29日 に審議された追加案) チ 在外公館(政 府代表部を除く。) に勤務する外務公務員

三 前二号に掲げる者に準ずる者であつて、労働政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもの

表2 除外率設定業種及び除外率

(2010年7月1日から改正後の率を適用)

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業・石油製品・石炭製品製造業・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修		
理業及び船用機関製造業を除く。)	5 % →	0 %
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。)・電気業・郵便局	10% -	→ 0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。)・倉庫業・船舶製造・修理業、船用機		
関製造業・航空運輸業・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15% -	→ 5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)・その他の鉱業・採石業、		
砂・砂利・玉石採取業・水運業	20% →	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25% →	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業・郵便業(信書便業務を含む。)	30% →	20%
・港湾運送業	35% →	25%
・鉄道業・医療業・高等教育機関	40% →	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45% →	35%
・金属鉱業・児童福祉事業	50% →	40%
・特殊教育諸学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55% →	45%
・石炭・亜炭鉱業	60% →	50%
・道路旅客運送業・小学校	65% →	55%
・幼稚園	70% →	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90% →	80%